

新型コロナウイルス感染症の影響により一時に納付できない方に対する 市税及び介護保険料の猶予制度

徴収猶予

- 新型コロナウイルス感染症に納付義務者(ご家族を含む。)が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、徴収猶予の制度があります。該当する場合は 1 年以内の期間に限り、申請により猶予を受けることができます。(ただし、介護保険料の猶予期間は6か月以内。)

(ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

(ケース2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納付義務者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

(ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合

納付義務者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

(ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

納付義務者の方が営む事業について、利益の減少等により著しい損失を受けた場合

申請による換価の猶予

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、市税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度があります。

猶予に該当すると・・・

- 原則、1 年間(ただし、介護保険料は6か月)猶予が認められます。なお、市税については、状況に応じて更に 1 年間猶予される場合があります。
- 猶予期間中の延滞金の一部又は全部が免除されます。
- 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

山形市役所 (代表 6 4 1 - 1 2 1 2) にご相談ください。
市税については、納税課 (内線 3 2 8、3 3 1)、収納管理課 (内線 3 3 0)
介護保険料については、介護保険課 (内線 8 4 8、8 4 9)